

BTMU CHINA WEEKLY

トピックス: 上海市の外資政策に見る「事業統括」拠点設立の奨励と重要性

4月18日に上海市人外国投資工作委員会を招き、弊行主催、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(MURC)共催による「中国投資環境セミナー」を東京で開催しました。多数のご参加を賜り、セミナーでは最近日系企業の関心の高い中国における「事業統括」をテーマに取り上げ、同委員会の黄峰外資服務業処長、MURCの池上顧問に講演頂きました。

先般発表された「2007年全国外商投資導入についての指導意見」で、産業高度化の一環として、多国籍企業の地域本部、オペレーションセンター(運営中心)、調達センター等の統括組織の設立を奨励する方針が明らかにされましたが、今回のセミナーでも、上海市の外資政策において今後サービス業に重点を置き、なかでも「事業統括」拠点を積極的に誘致する姿勢が示されました。

中国で複数の拠点展開を行う外資企業にとって、中国における「事業統括」は常に経営課題の一つとして捉えられているものの、本社の進出元が複数の事業部から成る場合、事業部間の調整に手間取り現法間に横串を刺すことが難しく、「事業統括」による中国ビジネスの効率化がなかなか進まないという事情がよく聞かれます。

然しながら、昨今の進出企業を取り巻く環境は、中国企業の台頭による競争の激化、人件費、土地代等のコスト上昇、企業所得税法等の法令変更、外資優遇政策の見直し等に見られるように大きな転換期を迎えており、こうした変化に対し企業グループ全体として迅速且つ統一的な投資政策の策定、効率的な中国ビジネスモデルの構築の必要性が高まっています。

現状、「事業統括」機能を果たし得る主な企業形態と統括機能を纏めると下記表の通りとなりますが、今回のセミナーで上海外国投資委員会より、上海市が独自に認可する「運営中心」と呼ばれる企業形態の導入を検討しており、外資の「事業統括」拠点の設立を奨励する方針を明らかにしました。上海市の「運営中心」は上海外高橋保稅区の「運営中心」やその他の企業形態を参考にしたもので、販売、研究開発、資金管理、各種支援サービス等業務を可能としています。

＜「事業統括」拠点として活用が可能な企業形態＞

	投資性公司		管理性公司 (上海市)	コンサルタント 会社	販売会社	保稅区企業	
	(一般)	地域本部				貿易型企業	運営中心(上海 外高橋保稅区)
最低資本金	3,000万米ドル	1億米ドル	200万米ドル	原則3万人民元	原則3万人民元	原則3万人民元	100万米ドル
設立認可機関	商務部	商務部	上海市对外 經濟貿易委	原則、省レベル の商務部門	原則、省レベル の商務部門	保稅区管理 委員会	外高橋保稅区 管理委員会
統括 業務	販売	△	×	×	○	△	△
	購買	△	×	×	○	△	△
	財務	○	○	△	×	△	△
	R&D	○	○	○	×	×	○
	法務	○	○	○	○	▲	▲
	広報	○	○	○	○	▲	▲
	人事管理	○	○	○	○	▲	▲

△＝取引に拠っては、別途認可取得が必要。 ▲＝規定上明文化されていないが実務的に可能。

統括業務の可否については、上記表はあくまでも原則であり、実際には企業グループ毎の事業内容等により当局の判断を仰ぐことになります。また、統括機能のうち資金管理については、別途、国家外貨管理局等の当局許可を要する取引もあり、現状規制が多いことに留意が必要で、この点は上海市の「運営中心」についても同様です。

但し、財務統括を次の段階に残すとしても、その他の機能について、各現法に分散する業務の集約化により、コストの削減、規模のメリットに伴う収益拡大、効率的な資源配分の実現が可能となり、グローバル戦略における中国ビジネスの位置付けも明確になって来るものと思われます。競争激化の中で勝ち抜く為の次の一手として、今後必要な統括機能に優先順位を付し、企業形態毎に可能な業務の特徴に照らし、「事業統括」構想を進めてみては如何でしょうか。

「事業統括」機能構築のご検討に際しましては、弊行ならびに三菱UFJリサーチ&コンサルティングより情報をご提供させて頂きまますので、お取引の弊行支店・営業本部までご遠慮なくお申し出ください。

CHINA WEEKLY DIGEST

1. 経済

●人民銀行預金準備率の0.5%引上げを発表

4月29日、中国人民銀行は5月15日から預金準備率を0.5%引き上げ、11%とすることを発表した。銀行システムにおける流動性管理の強化と貸出増加額の合理的な誘導が目的。預金準備率引き上げは本年に入り既に4回目。市場への影響については、発表が日曜日であり(労働節休暇の調整で中国の金融機関は営業)、市場への影響は限定的であった。

●第1四半期の都市労働力市場の需給状況

中国労働力市場情報網モニタセンターは、全国103都市労働力市場の需給状況調査(第1四半期)を実施した。これによると、市場全体では労働力供給は需要を上回った(募集人数339万人、求職者347万人)。募集を企業部門別で見ると、内資企業が全体の77.4%、香港、澳門、台湾系投資企業は5.2%、外商投資企業は7.2%、個人経営部門は10.1%を占める。その他、新卒大学生の失業者の多さ、中高技術者の供給不足、機械加工、電子部品・素子製造、セールスマン等の職種の雇用需要の大きさが指摘された。

2. 産業

●中国の鉄鋼輸出、鉄鉱石輸入が共に大幅増

中国冶金鉱業総公司によると、今年第1四半期、中国の鉄鋼輸出は100%増加、鉄鉱石の輸入も予想された通年の輸入量の60%以上になった。鋼材輸出急増の背景には、輸出増値税還付率の引下げの噂による企業の駆け込み輸出のほか、国際的な需要拡大による鉄鋼価格の上昇による影響がある。

●外資系薄型テレビの売上げ国内メーカーを超える

中国電子視像業界協会等の発表によると本年1四半期の中国における外資系薄型テレビの売上高は業界全体の59%に達し、初めて国内メーカーの売上高を超えた。2005年7月時点で、海信、TCL、創維、康佳という大手4社の液晶テレビの売上高は業界全体の15.6%、10.7%、12.3%、6.4%を占めていたが、2007年2月には、9.4%、7.9%、8.7%、5.8%に低下、サムソン、ソニーがこれを上回るシェアとなった。

●2006年、純益増加の上場企業は7割

26日までに上海、深セン両証券取引市場の上場企業1,400数社の内、1,254社が2006年度の決算報告を発表した。1,254社の純利益(合計)は前年比42.7%増の3,701億元となった。1,254社のうち、純利益が増加となったのは921社、全体の73%、赤字企業は97社と全体の7.7%を占めた。

3. 貿易・投資

●1-3月、都市就業者の平均賃金は5,516元

国家統計局によると、1-3月の全国都市就業者の平均賃金は、前年比17.8%増加の5,516元になった。内、都市国有経済部門の平均賃金は同19.3%増の5,913元、集団経済部門は同17.1%増の3,251元、その他部門は同15.4%増の5,319元となった。

●「労働契約法」の修正動向、「経済補償」の最高額を限定

現地紙等によると、全人大常務委員27回会議審議に提出された「労働契約法」(三回目の審議草案)につき以下内容が加わったと報じられている。これによると、まず、人員削減では、企業の経営方針等調整による雇用調整が可能なことを追加。教育訓練では、企業が規定を超えたコストで労働者に専門技術訓練を行った場合、契約により勤務期間を規定できると改められた。経済補償では、労働者の勤務した年数に基づき、1年ごとに1ヶ月の賃金を支払うこと等が盛り込まれた。また、労務派遣では、一定の作業の完了までを労働期間とする労働契約または、労働契約の期間が3ヶ月未満の場合、試用期間を設けてはならないこと、試用期間の最低賃金は所在地域の最低賃金基準を下回ってはならないことが追加されたとされる。

4. 金融・為替

●中信銀行(CITIC)、香港・上海に同時上場

中信銀行は27日、香港、上海証券取引所に同時上場を実現し、中国工商銀行に次ぐ国内2行目のA株、H株同時IPO銀行になった。今回の上場にあたり、同行は23億のA株、48.85億のH株を発行し、420億元の資金を調達した。A株の発行価格は5.8元、H株は5.86香港ドル。上場の初日、同行のA株は9.21円で取引を開始し、終わり値は11.37元をつけ、発行価格より93%上昇した。

●人民元対米ドル相場は7.7139元の最高値を更新

人民銀行発表の4月27日の人民元対米ドル相場中値は1米ドル7.7139元になり、2005年7月の人民元相場制度改革以降の最高値となった。この制度改革時の1米ドル=8.11元比べ、人民元は累計5.13%上昇したことになる。

EXPERT VIEW

NERA Economic Consulting
中国総代表 日本国公認会計士
鈴木康伸

【企業所得税統一の動向（その3）】

今回は統一税法が日本の外国税額控除に与える影響について解説します。

1. 取引形態別の税率適用表

税制統一による企業所得税率、源泉税率の変更は取引形態ごとの外国税額控除の適用に影響を及ぼします。下表は、統一税法に規定される中国における税率と日本における外国税額控除の取り方を一覧表にしたものです。

取引形態	(中国) 源泉税率	(日本)外国税額控除			
		直接		間接	
		実際	みなし	実際	みなし
ロイヤリティ	10%	10%	10%	(不適用)	
配当	10%	10%	10%	25%または 15%	0%または 10% ²
労務費	25% ¹	25% ¹	なし	(不適用)	

2. 統一税法のロイヤリティに対する外国税額控除に与える影響

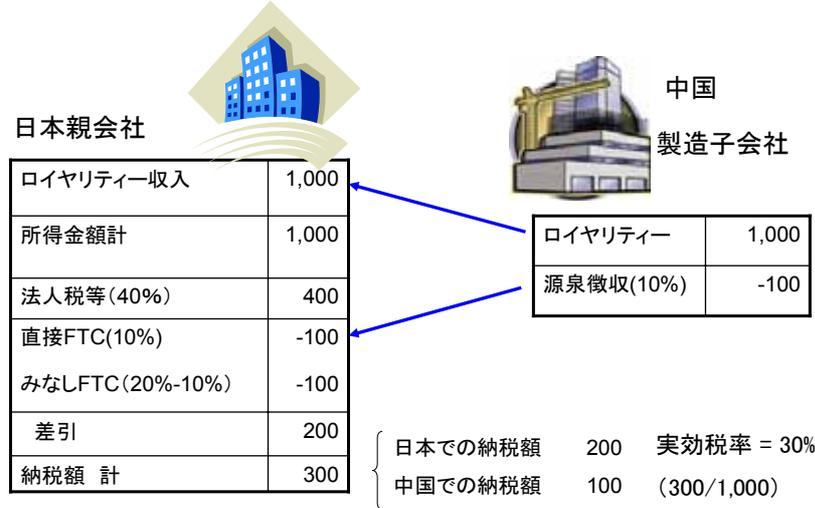
次に、各取引形態別に税法統一前と統一後で実効税率にどのような差異が生じるかを簡単なモデルケースを用いて検証してみます。簡略化のため、日本の所得は中国からの支払ロイヤリティのみであり、ロイヤリティに営業税課されないものと仮定し、外国税額控除限度額の計算を省略しています。税法統一前では、みなし直接税額控除(FTC)の10%の存在から、法人税率(40%と仮定)を10%押し下げ、30%となっています。

¹ 労務費に対する課税は、恒久的施設(PE)が認定されることを前提としています。記載の税率は、労務費総額(実費込)から、一般的にはみなし利益率(10%~40%)を乗じて算出される、労務費に対する『みなし利益』に適用される標準企業所得税率であり、厳密には日本の税法でいうところの源泉税率というよりは、『源泉方式にて徴収される恒久的施設に適用される企業所得税の税率』というべきものです。

² 日中租税条約第23条4(c)に「この協定の署名の日の後に中華人民共和国の法令に導入される中華人民共和国の経済開発を促進するための他の同様な特別の奨励措置で両締約国の政府が合意するもの」とあり、これに該当するものは、みなし間接税額控除の適用を受けることができます。新企業所得税法第28条には、ハイテク企業に適用される税率として15%と規定されており、当該優遇税率が日中間の権限のある当局により交換公文にて正式に、協定第23条4(c)に該当するものであると確認される場合においてのみ、表に記載するみなし間接税額控除の適用があるにご注意ください。

設例: 統一税法のロイヤリティーへの影響 (統一前)

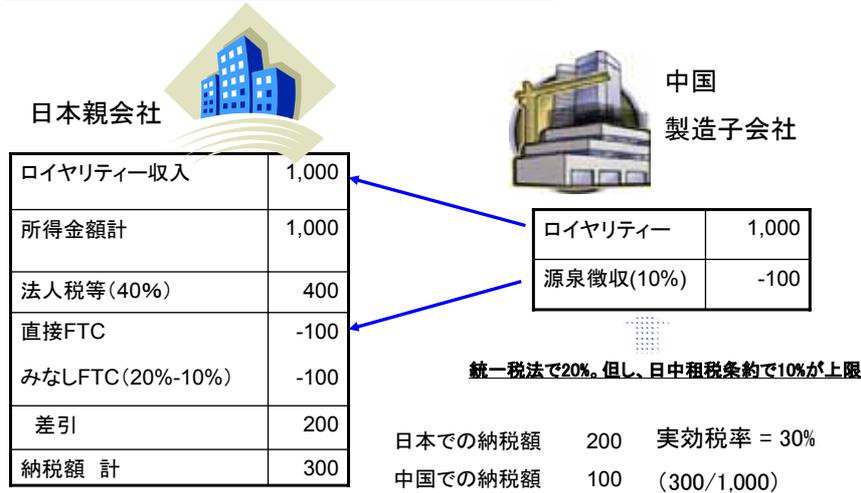
源泉税及び直接外税控除(実際/みなし)



税法統一後においては、ロイヤリティーを受領する非内国企業である日本親会社に適用される標準税率、すなわち源泉所得税率は 20% (新法第 4 条)³ですが、日中租税条約第 12 条に規定される使用料に該当する場合には、上限税率が 10% となります。従って、ロイヤリティーに関しては新法適用後も、外国税額控除計算において大きな影響がないと言えます。

設例: 統一税法のロイヤリティーへの影響 (統一後)

源泉税及び直接外税控除(実際/みなし)



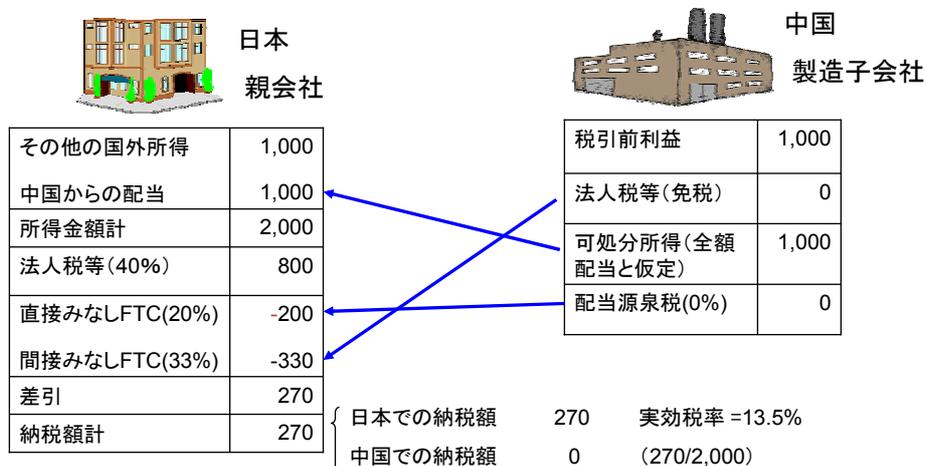
³ 新法第 27 条 4 項には「条件に合致する技術譲渡所得」について、「企業所得税を免除、減額することができる」とあり、実施細則の規定次第では、技術ロイヤリティーに関する免税、軽減税率の適用があり得ます。

3. 統一税法の配当に対する外国税額控除に与える影響

次に、中国からの配当所得に対する外国税額控除額がどのような影響を受けるかについて検証します。ここでは、中国の企業所得税は標準税率 33%、但し会社は免税(0%)優遇を享受するとし、利益準備金等の法定準備金は考慮せず、税引後利益を全額本国に配当するものと仮定します。また、比較計算の便宜上、外国税額控除限度額の計算をせず、控除限度額の翌期繰越を含めた実効税率の低減効果を当期に反映させています。その他の国外所得を配当と同額と仮定した場合の所得金額合計と日中合算納税額の比率を計算し、実効税率の比較をしています。税法統一前では、当説例の場合、企業所得税、配当源泉所得税とも免税とされ、みなし直接税額控除(FTC)が 20%、みなし間接税額控除が 33%と最大限の節税効果を享受することができ、その結果、実効税率が 13.5%⁴となっています。

設例:統一税法の配当への影響 (統一前)

源泉税及び直接/間接外税控除(実際/みなし)



次に統一後の 5 年間を移行期間とした場合、企業所得税の免税、減税は継続して享受することができるため、みなし間接税額控除は残りますが、標準税率が 33%から 25%と 8 ポイント下がります。配当源泉税は新法施行後には 10%が適用されることから、みなし直接税額控除はこれまでの 20%から 10%に 10 ポイント減少します。この2つのみなし税率の現象により、当設例では、13.5%から 22.5%へと実効税率がアップします。

⁴ ここで計算される実効税率は配当所得以外の所得の多寡により影響を受ける。例えば、配当以外の所得を 19,000 とすれば、法人税等は 8,000、直接及び間接みなし税額控除を差引後の要納税額は 7,470 となり、配当込みの所得金額計 20,000 との比率(実効税率)は、37.35%となり、引下げ効果は 2.65%と薄まります。ここでは、パーセンテージの絶対額ではなく、統一前と統一後の推移を数量化するために計算された参考値と認識ください。

設例:統一税法の配当への影響 (統一後)

源泉税及び直接/間接外税控除(実際/みなし)

日本親会社		中国 製造子会社	
その他の国外所得	1,000	税引前利益	1,000
中国からの配当	1,000	法人税等(免税)	0
所得金額計	2,000	可処分所得(全額配当と仮定)	1,000
法人税等(40%)	800	配当源泉税(10%)	100
直接実際FTC(10%)	-100	配当源泉の発生と、標準税率減少による間接みなしFTCの減少により、実効税率がUP 日本での納税額 350 実効税率 = 22.5% 中国での納税額 100 (450/2,000)	
直接みなしFTC(10%)	-100		
間接みなしFTC(25%)	-250		
差引	350		
納税額計	450		

更に、移行期間終了後においては、企業所得税は標準税率(25%)で課税され、実効税率を低減させる要因としてはみなし直接税額控除のみとなるため、当設例では 3.75 ポイント押し下げるにとどまっています。

設例:統一税法の配当への影響 (統一/経過期間後)

源泉税及び直接/間接外税控除(実際/みなし)

日本親会社		中国 製造子会社	
その他の国外所得	1,000	税引前利益	1,000
中国からの配当	1,000	法人税等(25%)	250
所得金額計	2,000	可処分所得(全額配当と仮定)	750
法人税等(40%)	800	配当源泉税(10%)	75
直接実際FTC(10%)	-75	実効税率を下げる要因としては、直接みなしFTCのみとなる 日本での納税額 400 実効税率 = 36.25% 中国での納税額 325 (725/2,000)	
直接みなしFTC(10%)	-75		
間接実際FTC(25%)	-250		
間接みなしFTC	0		
差引	400		
納税額計	725		

4. まとめ

労務費の対価に対する中国での課税は、標準税率が下がる分納税額が少なくなりますが、みなし直接税額控除はなく、間接税額控除も概念上ありえませんが、税法の統一前後で日中合算の税額が増減することはありません。使用料に関する課税関係も同じく、統一前後での変化はなく、税額控除の観点からの特段の新法対策を講じる必要はないといえます。

配当に関しては、新法施行前、移行期間中、移行期間後ではみなし外国税額控除の取り方が大きく違いますので、控除枠のある企業にとっては配当時期が早ければ早いほど節税効果があるといえます。

CHINA WEEKLY FOREX

人民元の動き

日付	Open	Range	Close	JPY		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比	
				前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close				
2007.04.23	7.7264	7.7224~7.7275	7.7247	0.0068	6.5203	0.0161	0.9883	0.0007	10.4788	0.0172	4.4500	3899.95	133.11
2007.04.24	7.7260	7.7255~7.7277	7.7261	0.0014	6.5233	0.0030	0.9884	0.0000	10.4792	0.0004	4.8000	3910.39	10.44
2007.04.25	7.7210	7.7158~7.7215	7.7161	0.0100	6.5110	0.0123	0.9871	0.0013	10.5311	0.0519	4.7700	3934.96	24.57
2007.04.26	7.7170	7.7170~7.7350	7.7263	0.0102	6.4950	0.0160	0.9874	0.0002	10.5395	0.0084	4.1200	3975.68	40.72
2007.04.27	7.7147	7.7100~7.7280	7.7135	0.0128	6.4650	0.0300	0.9872	0.0001	10.4960	0.0435	3.2700	3950.84	24.84
2007.04.30	7.7059	7.7025~7.7079	7.7039	0.0096	6.4440	0.0210	0.9851	0.0021	10.4820	0.0140	1.7900	4035.09	84.25

トピックス

【4月23日】

- ポールソン米財務長官は20日、人民元について「競争的な市場で価値が決定される状態になるまでの間は短期的には上昇ペースと柔軟性を拡大する必要がある」とした上で「貿易赤字のため中国に向けられている米議会の怒りが関連法案の採決につながる」とし「中国はこれを考慮すべきである」と述べた。また、中国による今以上の直接投資を歓迎するとの見解を示した。
- 金融時報によると、劉明康 銀行業監督管理委員会 (CBRC) 主席は、金融機関は国の経済政策を積極的に導入しリスク管理やサービスの向上に努めるべきであるとし、すべての商業銀行はリスク管理の体制を確立し、国家の景気抑制政策に従うようにする必要があるとの見解を示した。

【4月24日】

- 鋼鉄工業協会幹部は、「4月15日の輸出税還付の変更で、想定した効果が上がらない場合、われわれは一段の措置を検討するだろう」と述べた。政府は、鉄鋼製品の大半について、輸出税還付制度を撤廃したほか、高付加価値の鉄鋼製品については還付率を5%に引き下げている。

【4月25日】

- Zhu Baoliang 国家情報センターエコノミストは、今年の中国のインフレ率は政府が適切と見なす前年比+3%以内にとどまるとの見通しを明らかにした。また、そうなれば、政府は水道料金などの自由化が進めやすくなるとした。
- 項俊波 中銀副総裁は、国内経済のかじを取る上で、金利を通じた金融政策をより積極的に活用する必要があるとの見解を示した。
- 周小川 中銀総裁は中国のコーポレートガバナンス (企業統治) は順調に改善が進んだとしながらも依然として長い道のりが控えているとの見解を示した。

【4月26日】

- 国家发展改革委員会は「鉱工業生産の急激な増加は、環境、資源問題から中国の経済安定にとってリスクである」「固定資産投資が再び増加するリスクに直面している」「環境汚染対策や省エネが緊急の課題である」「景気過熱を防ぐため、さまざまな措置をとる方針である」とした。
- 高西慶 全国社会保障基金理事会副理事長は、中国株式市場の上昇基調が長く続きすぎていることについて懸念しているため、中国株への投資を縮小していると表明した。
- 国家发展改革委員会のマクロ経済研究院は、中国は経済の過熱防止を狙って、今年、不動産セクターと輸出セクターの成長を抑制するための積極的な対策を講じる必要があるとした。
- 米財務省高官は、中国は今年、政治日程の関係で為替などの改革に本格的に取り組むことが困難になるとの見方を明らかにした。

【4月27日】

- Deng Xianhong 国家外為管理局副局長は、「人民元相場メカニズムをさらに改善する」「海外向け投資を奨励・拡大する」「企業・個人に対する外貨規制を一段と緩和する」「国境をまたぐ短期の資本フローを注意深く監視する」「中国の国際収支の均衡化は難しい課題である」と述べた。
- 温家宝 首相は、発電所やアルミニウム製錬所、鉄鋼メーカーなどのエネルギー集約型産業に対する規制の強化を求め、こうした産業に価格設定や税制面などで恩恵を与えてきた政策を見直し、輸出の抑制に向けて規制を強化するべきであるとの見解を示した。

RMB レビュー&アウトルック

●経済指標発表日(19日)に最高値を更新(7.7160)し、7.71台にて越週した人民元は、7.72台後半まで反落してオープンした。しかしその後は週央に中銀発表仲値が7.7203まで反発するなど徐々に反発する展開となった。中銀は29日、前週発表された経済指標(GDP他)内容を受け、預金準備率を5月15日から0.5%再引き上げし11%とすることを発表。翌営業日にあたる30日には、中銀発表仲値(7.7055)、日中値動き(7.7025)ともに為替制度変更後はじめて7.71台を割り込む水準まで上伸し連休へ入ることとなった。預金準備率引上げによる市中銀行に対する貸出抑制効果は限定的であることが予想され、国家改革発展委員会より鉱工業生産、固定資産投資の増加に関する懸念発言もあったことから、過剰投資に対する追加引き締め政策には引き続き注意が必要であろう。

(市場業務部 為替グループ アジア・エマージング通貨チーム)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様自身でご判断下さいませ、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。